

横浜市新石川スポーツ会館 指定管理者事業計画書

申込年月日 令和 3年 6月 30日

団体名	公益社団法人 横浜市民施設協会		
代表者名	理事長 松澤 孝郎	設立年月日	平成22年 4月 7日
団体所在地	横浜市青葉区あざみ野2丁目9番地の22の302		
電話番号	045-482-9572	FAX番号	045-482-9573
沿革	<p>私達は、地区センター等の施設運営に関わってきた自治会・町内会の中心的メンバーが、発起人となって設立した社団法人です。</p> <p>地域に寄り添い、気軽に楽しんでいただける施設運営を通じ、地域のコミュニティの絆をさらに強いものにしていくため、なにより「心と心のふれあい」を大切にしています。</p> <p>掲げているスローガンは、「あつまる・つながる・笑顔になる」です。</p> <p>平成22年 4月 「一般社団法人 青葉区区民利用施設協会」 設立</p> <p>指定管理者制度の導入を機に、「区民のための施設は地域の意思を尊重して運営したい」と、15の連合自治会と社会福祉協議会のメンバーが結集して設立しました。</p> <p>平成26年 2月 「公益社団法人 横浜市民施設協会」へ移行（名称変更）</p> <p>不特定多数の方々の便益の増進に貢献し、公益性の高い事業を継続するため、①文化芸術の振興 ②高齢者の福祉増進 ③児童青少年の健全育成 ④スポーツ等を通じた心身の健全な発達 ⑤地域社会の健全な発達 の5つの分野で公益認定を受けました。</p> <p>活動範囲を区内に限られることなく、市内で活躍する地域コミュニティ組織とも連携し、共に地域の支援・貢献を進めたいとの思いから「横浜市民」に名称変更を行いました。</p>		
業務内容	<p>地域との協働と区役所との連携を念頭に、公益認定を受けた5つの分野と当法人が掲げる次の7つの事業を相互に関係づけながら事業を展開しています。</p> <p>(1) 区民利用施設等の管理運営 (2) 文化・芸術・スポーツ等の講座やイベントなど自主事業の企画及び実施 (3) まちづくりの推進や青少年健全育成の推進 (4) 区民の自主的な活動の支援 (5) 地域活動推進に関する支援 (6) コミュニティハウス等での生涯学習支援 (7) 自治会・町内会等の事務的支援</p> <p>区民利用施設は、地域活動・地域交流、さらには地域防災の拠点としても、重要な役割を担っています。このため、理事長以下役職員は、施設の適切な管理運営はもとより、自治会・町内会をはじめとした地域の声を丁寧に生かした自主事業を行うため、日々研究し改善に努めています。</p> <p>また、地域が取組む独自の住民活動も地域コミュニティ醸成の重要な要素です。このため、地域活動への人的・経費的支援、事務支援等の役割も果たしています。</p>		
担当者連絡先	氏名	■■■■■■■■■■	所属 事務局
	電話	045-482-9572	FAX 045-482-9573
	E-mail	■■■■■■■■■■	

1 応募団体に関すること

ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

■ 業務概要

- 1 青葉区の地区センターなど10施設の指定管理者として、適切な施設の管理運営と施設の利用促進による地域住民のふれあいを図ります。
- 2 音楽・絵画・工作教室など文化芸術の振興、青少年の健全育成などの事業を企画し、地区センターや区民文化センターなどの身近な施設での開催を通じて市民・区民の芸術文化の振興をすすめています。
- 3 学校コミュニティハウスの管理では、常に学校長と連携をとって、地域の集会や学習活動の一翼を担っています。
- 4 屋外イベントや少年サッカー・少年野球に利用するスポーツ公園の管理も行います。
- 5 自治会町内会の会議の支援などを始め、民生委員、青少年指導員など地域の青少年・高齢者などを支える団体と協力し、地域社会の健全な発展に向け事業を行っています。



■ 経営方針

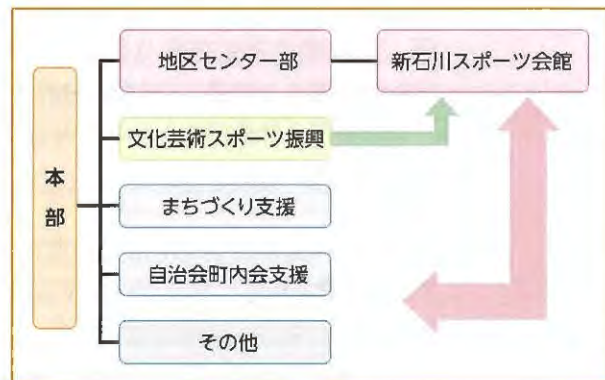
公益社団法人横浜市民施設協会は、地域で活動する団体および個人を社員として設立した団体です。

法人の事業目的の柱として、公共施設の管理運営、文化芸術の振興、自治会活動の支援、青少年の健全育成などを掲げ、快適な地域社会の健全な発達に寄与することを経営理念としています。

地域の抱える様々な課題に積極的に寄り添い、社会的信用を維持・向上するため、日々、工夫と改善を重ね、活動しています。

イ 応募団体の業務における新石川スポーツ会館指定管理業務の位置づけ

区民に身近な施設の管理運営は、地域活動の担い手によって設立された当法人の基本となる業務です。地域の皆さまの交流の場、自己啓発の場を提供するとともに、地域における様々な課題を解決するための取組についてお手伝いさせていただくことが、使命と考えています。当法人が運営する他の施設と連携して地域に密接な事業を展開することにより、地域団体で組織された当法人の目標、地域の連携の深まりが実現するものと自負しています。



ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

当法人は、横浜市青葉区の下表17施設、合計で年間100万人を超える方々（平成30年度実績）にご利用いただいています。

管理運営している施設名	業務開始年月	業務区分
地区センター 4館 山内、若草台、美しが丘西、奈良	平成 7年 4月 他	指定管理
単館型コミュニティハウス 3館 青葉台、荏田西、荏田	平成11年 5月 他	指定管理
美しが丘公園こどもログハウス	平成 5年 4月	指定管理
新石川スポーツ会館*1	平成 7年 4月	指定管理
青葉区民文化センター（フィリアホール）	平成25年 4月	共同指定管理
学校併設型コミュニティハウス 6館 鴨志田、さつきが丘、山内、桂台、すすき野、みたけ台	平成 7年 4月	委託
青葉スポーツプラザ*2	平成26年12月	委託

*1 テニス、バドミントン、卓球等のスポーツができる施設

*2 少年野球、少年サッカー、ソフトボール等のスポーツができる屋外施設

2 新石川スポーツ会館管理運営業務の基本方針について

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

- ・新石川スポーツ会館は、区民のスポーツ振興や交流促進ということに加えて、東名高速道路の整備に伴う地元対策としての性格も有する施設です。この地域（新石川地区）ではその認識が強く、施設の管理運営にあたっては、透明性や公平性が求められています。
- ・公共施設の管理運営にあたり、当協会は、地域住民のニーズに合った創意工夫をし、個人の要望にも真摯に対応してきました。
- ・青葉区は区政運営方針の基本目標で「『住み続けたい・住みたいまち青葉』の実現」を目指しており、「誰もがいきいきと、健やかに暮らせるまちづくり」、「さまざまな人や地域の活力を高めるまちづくり」などを施策の柱に掲げていますが、当施設の運営を通じて、これらの実現に向け貢献していきたいと考えます。

イ 新石川スポーツ会館を取り巻く地域特性、地域ニーズ

- 1 青葉区民は健康長寿を誇り、体づくり、健康づくりのために、生活の一部としてスポーツをするという生活スタイルに対する意識が強く、様々なスポーツを展開してそのニーズに応える必要があります。
- 2 新石川地区は、北は川崎市、東は都筑区と接する区の北東部に位置し、大山街道沿いの古い町と鉄道の沿線開発でできた新しい街があり、新旧住民の交流融和が引き続き求められています。
- 3 当施設は、田園都市線のあざみ野駅とたまプラーザ駅の中間に位置し、両駅から徒歩でも利用できる便利な立地にありながら、一般の区民にはあまり知られていない施設です。近隣の山内地区センターや山内コミュニティハウスなどと連携し、効果的な情報提供を行い利用の促進を図ることが求められています。

ウ 公の施設としての管理

■ 施設管理及び法令遵守の基本的対応

横浜市地区センター条例に基づき、地域の方々が気軽に気持ちよく、安全・安心に施設を利用していただけるよう、公平・公正で満足度の高いサービスを提供していきます。笑顔で明るく丁寧な対応に加えて、コンプライアンス・人権の尊重に努め、地域ニーズに的確に対応した良質なサービスや事業を進めていきます。

個人情報保護等法令遵守の取組については、横浜市民施設協会として「倫理規程」「個人情報保護規程」「公益通報者保護規程」「コンプライアンス規定」等を定め、法令の遵守及び不正行為の未然防止・早期発見と是正に努めています。

■ 個人情報保護の体制及び取組

個人情報の保護に関する法律等に基づき、横浜市民施設協会で「個人情報保護規程」を制定するとともに、法人として個人情報の適切な管理運用を行うため、事務局長を「個人情報保護総括責任者」とし、各施設の館長を「個人情報保護運営責任者」に任命しています。具体的な事例に基づく検討や話し合いを通じて、個人情報保護の重要性についての意識を高めるとともに、「個人情報保護マニュアル」により、個人情報の適正な取扱いの徹底を図っています。

また、「個人情報取扱特記事項」第12条1項に基づき、「横浜市個人情報に関する条例」等の内容を十分理解できるよう、全職員を対象に、個人情報保護に関する研修を毎年必修で行っています。

3 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

■ 職員の人員体制、業務内容及び求める能力

館長1名、スタッフ（6人）によるムダを省いた効率的な組織体制とします。

職種	人数	雇用	業務内容	求める能力
館長	1	常勤 (協会事務局次長が 兼務)	運営管理の総括責任者、 地元・関係機関との調整、 人材育成、自主事業	判断力、調整力
スタッフ	6	非常勤	窓口対応、施設の点検・清掃、 自主事業の補助	接客力、勤勉さ

※月1日は施設の清掃・点検のため休館とします。この日に、全スタッフとのミーティングを開催し、情報の共有と必要な研修を実施します。

■ 勤務体制

- ・通常は、午前、午後、夜間の各4時間を6人の非常勤のスタッフが交代で勤務します。
- ・館長は、当協会の事務局次長が兼務し、月に一度のスタッフとのミーティングをはじめ、定期的に巡回し必要な調整や施設管理を行います。
- ・自主事業がある時は、事務局から職員が行って、講師対応、参加者調整などを行うとともに、事業を見守ります。
- ・スタッフは、委員会推薦又は近隣から公募し、施設の窓口としてフットワークが良くサービス精神に富んだ人材を選考します。
- ・新しいスタッフには、「非常勤職員の業務内容」を一通り習得できるよう、勤務開始前に研修を行っています。

■ 法人全体による万全な支援

- ・横浜市民施設協会が管理運営している様々な施設のノウハウを館長会議やリモート会議などを活用して、迅速に質の高いサービスを提供します。
- ・退職等で欠員が生じた場合には、適材適所の人材を迅速に補充するなどの柔軟な対応を図ります。
- ・各々の職員が持つ知識や技術を効果的に活用し、利用者満足度の向上や、職員の一層の資質向上に努めます。

3 組織体制

イ 職員研修計画

新石川スポーツ会館を、誰もが、気軽に気持ち良く利用していただくと同時に、引き続き利用したいと思っていただけるような公平・公正で**良質のサービス**を提供することが施設運営の基本と考えています。

そのためには、すべての職員が、「利用者に好感を持っていただける接遇」と「施設運営にあたっての基礎的な業務知識と技能」を有することが不可欠です。

計画的に、様々な機会を捉えて、計画的に研修を実施し、施設内で迅速かつ的確に共有できるよう取り組んでいきます。

■ 職員の育成・研修

1 職場内教育 (OJT)

- (1) 接遇研修 (年1回) ……外部講師を招き接客の実践的スキルを磨く
- (2) 接遇研修 (随時) ……オリジナル「接遇ハンドブック」を反復習得
- (3) 人権研修 (年1回) ……事例検討を交えて実施
- (4) 個人情報保護研修 (年1回) ……討議により学習
- (5) 防災訓練、AED取扱研修、防災設備研修 (年2回以上) ……消防職員や専門業者を講師として実施
- (6) 「新石川スポーツ会館スタッフの仕事【スタッフ業務マニュアル (令和2年度作成)】」を活用した研修

2 職場外教育 (OFF-JT)

- (1) 新入職員教育 (採用時) 接遇研修、職務教育、福祉施設実習等
- (2) 管理者教育 (年1回)
- (3) 職務研修 (年1回) 管理事務研修、企画研修等
- (4) 安全衛生教育 (年1回)

3 自己啓発助成 (随時)

資格取得、通信教育、セミナー参加等、自己啓発に対する費用を助成

※自己啓発研修にかかる費用の助成 (令和2年度実績)

簿記2級 (1名)、衛生管理者 (1名)、メンタルヘルスマネジメントⅡ種 (3名)、公益法人会計検定試験3級 (2名)
横浜市民施設協会職員教育研修規定に基づき、自己啓発のための研修経費を助成しています (随時)。

～資格取得、通信教育、セミナー参加等自己啓発研修に対する費用の助成

引き続き、職員の自発的な職場運営にかかる能力や業務知識の向上を支援すると同時に、法人へのフィードバックによるスキル向上を目的に積極的に推進していきます。

3 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

■ 新石川スポーツ会館の青葉区防災計画上の位置づけ

- 1 青葉区防災計画の中では、新石川スポーツ会館は特別な位置づけがされていない施設ですが、災害時における施設利用の協力に関する協定の趣旨にのっとり、帰宅困難者一時滞在施設や風水害時避難所など補完施設としての役割を担っています。
- 2 近隣の防災関連施設等
風水害時避難所：山内地区センター、山内小学校
帰宅困難者一時滞在施設：山内地区センター、國學院大學

■ 地域と連携した防災への取組 ～ 共助活動の支援拠点として

- 1 いざという時に有効に機能が果たせるよう、災害対応研修やAED取扱等実践的な訓練を実施します。
- 2 自動販売機は、災害時の停電中でも無料で取り出すことが可能な機能を備えたものを引き続き設置します。

■ 緊急時（災害、事故、事件、故障）の対応計画

事故の未然防止や発災時に迅速で適切な対応を取るためには、日頃の備えとしての日常点検や必要なマニュアルの整備、またスタッフミーティングでの確認、さらには関係機関を交えた訓練を重ねることが重要です。「いざ」という時に職員一人ひとりが迅速・適切に対応できるよう、次により取り組みます。

1 「緊急時連絡網」の整備

緊急時に、館と法人事務局をはじめ青葉区・警察・消防等関係機関を含めた連絡が取れるよう、緊急連絡リスト及び対処方法を図示した資料を作成し、事務室内に掲示するほか、各人が携帯しています。毎月の職員ミーティング時に全職員で内容を確認しています。

2 「緊急時対応マニュアル」の整備

緊急時は、まず「利用者」、次に「職員」の安全確保、さらに「近隣」の安全を考慮するという方針のもと、下の緊急時の対応フロー図内「危機管理の基本方針」の項目毎に各施設で施設に応じた緊急時対応マニュアルや消防計画を作成し、事務室内に掲示するほか、各人が携帯しています。毎月の職員ミーティング時に全職員で内容を確認しています。

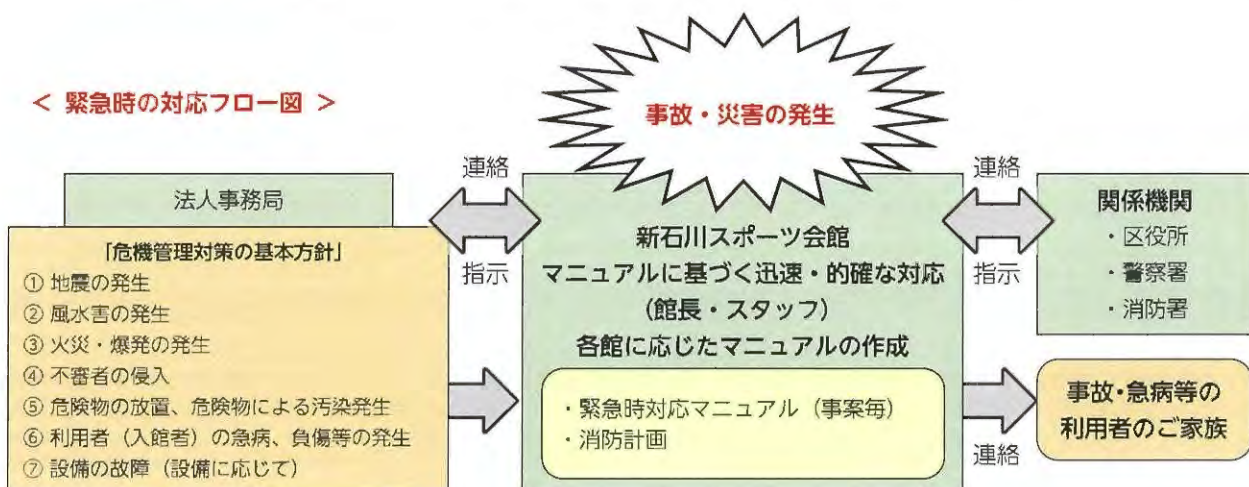
3 迅速な報告・相談

- (1) 施設内での事故や急病人が発生した場合は、直ちに館から「事故連絡票」を使用して法人事務局に報告します。必要な対応は、館と法人事務局で相談の上、青葉区と協議します。
- (2) 館の利用に重大な影響が予想される事故等が発生した場合は、区との協議と並行して、利用者へのお知らせをするとともに協会理事長や施設委員会の代表者に連絡をとり、今後の地域への対応について相談します。

4 予防策

- (1) 発災時の消火訓練・通報訓練・避難訓練等、緊急時を想定した訓練を来館者も交え実施します。
- (2) 運営実績の中で積上げてきた「事故事例集」を職場研修等で活用し、日常的にはカメラによる監視や館内外の見回りを適宜実施することにより事故の未然防止に努めます。

< 緊急時の対応フロー図 >



4 施設の運営計画

ア 設置理念を実現する運営内容

地域住民が、**スポーツ・レクリエーション活動を通じて相互交流を深める場**となるよう、また、幅広い層の地域住民の誰もが気軽に利用できる施設となるよう、当協会のスローガンである「**あつまる・つながる・笑顔になる**」に相応しい運営を進めます。

- 1 地域の子どもから高齢者まで、一人でも多くの方に来館していただけるよう、様々な広報媒体を用いて幅広くPRしていきます。
- 2 地域の誰もが利用できるため、誰にも公平・公正な運営を行います。
- 3 地域の利用者や委員会の意見を尊重し、その意見を取り入れた運営を行います。
- 4 地域住民の多様なニーズに対応した自主事業を積極的に実施し、事業終了後にサークル活動として交流が深まるよう支援します。
- 5 地域活動やサークル活動に参加したい方へ関係団体を紹介できるよう、チラシ等の掲示や会員募集情報を提供します。

イ 利用促進策

■ 当館を地域にアピール

1 魅力ある事業の実施

地域ニーズを踏まえた魅力あるイベントや事業を、地域の団体や利用者の皆さんと一緒に企画・実施します。
(例えば、地域の子ども会とスポーツ・レクリエーション事業などを実施)

2 近隣施設との連携と情報提供

当法人が管理運営する近隣の山内地区センターなどと連携して人気の高い事業を相互に展開するなど、他館の空室情報を来館者に提供するシステムを構築する等、近隣施設との連携強化を進めます。

3 積極的な広報活動で館をPR

自治会と連携（イベントチラシの自治会内回覧、掲示板への掲示を依頼）、HP、広報よこはま、地域の放送局やミニコミ誌へのPR、自主事業参加者の口コミなど様々な手段を活用し館をPRしていきます。

■ 稼働率アップの取組

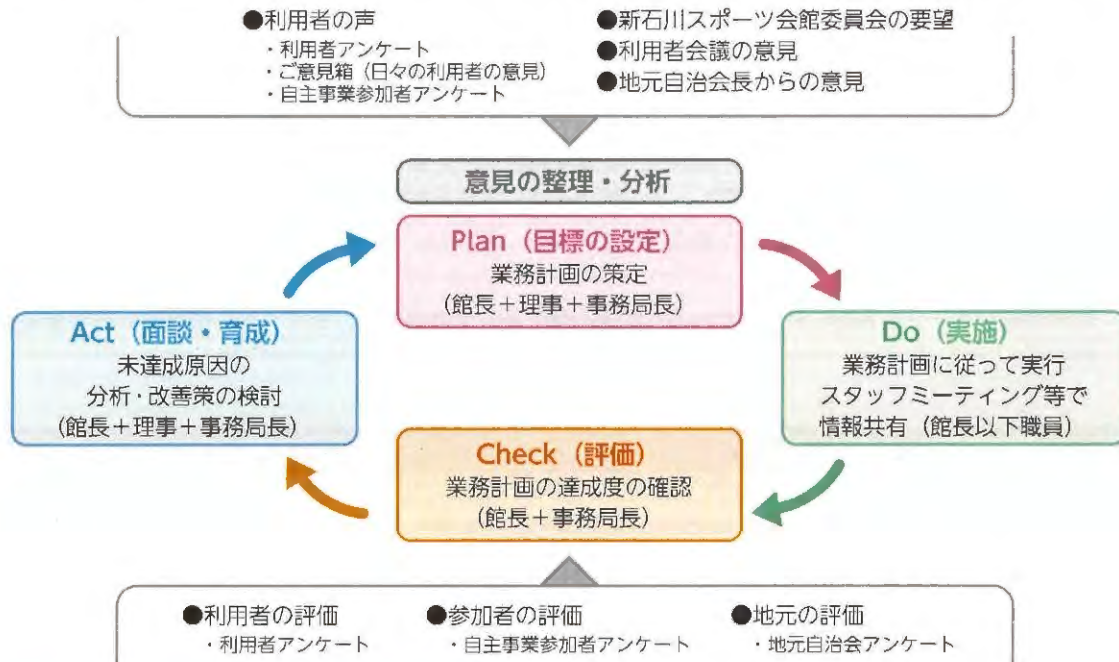
- 1 一人でも多くの利用が図られるよう、テニスコートは一コマ2時間、スポーツ室は3時間とします。
- 2 稼働率の低いミーティング室の存在をPRするため、ミーティング室での自主事業（こども向け講座や書き初め教室など）を開催しています。
- 3 キャンセルなどによる空きが生じた場合は、空きコマの1週間前からは電話での予約を受付けます。
- 4 自主事業への参加者へ「事後サークル」の立ち上げを働きかけるとともに、部屋が優先的に利用できるように支援していきます。
- 5 当協会指定管理施設やホームページを通して、新石川スポーツ会館についての新着情報を随時発信していきます。

4 施設の運営計画

ウ 利用者ニーズの把握と運営への反映

PDCAサイクルを意識した施設運営

新石川スポーツ会館委員会や利用者会議、利用者の声、地元自治会長からの意見を反映した施設運営を行っていきます。



■ 地域ニーズ・利用者ニーズを反映した具体事例

1 お客様からのご意見・ご要望

- ・「抽選結果の発表をもっと早くしてほしい」との要望を受け、手続き全体を10日前倒し。
- ・スポーツ室の暑さ対策として、大型のサーキュレーターを購入など。
- ・アンケートの要望を踏まえ、「子供向けバトミントン教室」・「英会話」・「中国語」などの講座の開催。
- ・「ボールが汚れるのでテニスコートを洗浄してほしい」との要望で、定期清掃を実施。

2 委員会でのご意見ご要望

- ・受益者負担も検討すべきとのご意見を踏まえ、テニスマシーン利用者へ100円寄附を働きかけ。
- ・地域の子ども達の利用促進を図るため、地元子ども会と協働で「さわやかスポーツフェスタ」を開催。

エ 利用者サービス向上の取組

■ 抽選結果をホームページ上で公表

- ・抽選結果を館のホームページに公表するとともに、空き状況を電話で確認できるようにしています。
- ・抽選の結果発表を10日前倒しすることで、予定が立て易くなったと好評です。

■ 備品の整備・貸出

- ・希望者にはテニスマシーンの貸出を継続していきます。(募金のお願いから有料制にしていきます)
- ・利用者アンケート等を踏まえ、ニーズが高い備品の優先整備に努め、利用の満足度を高めていきます。

■ 「接客ハンドブック」を活用したCS(顧客満足)アップの取組

- ・施設運営の要は、「人」です。職員一人ひとりの対応で施設に対するお客様の評価が分かります。
- ・お客様に満足頂けるよう、法人オリジナルの「接客ハンドブック」による研修を繰り返し行うことで、それぞれの職員のスキルアップに引き続き努めていきます。

4 施設の運営計画

オ 横浜市重要施策に対する取組

■ スポーツ振興の取組

- ・区のスポーツ推進員と協働でスポーツ振興のためのイベントや事業を実施していきます。
- ・地域の人材と連携し、主に小中学生を対象としてスポーツ教室を開催します。

■ 人権尊重の取組

- ・人権尊重は接遇のイロハなので、日頃から人権感覚を磨くことの大切さを、当法人の接遇研修や職場研修の中で徹底しています。

■ 環境への配慮

- ・「省エネ指針」を作成するとともに、館内表示によりお客様を巻き込んだ取組を進めます。

■ 地域経済の活性化

- ・修繕などの発注や物品・役務の調達にあたっては、地域振興の観点からも、地元を中心とした市内中小企業への優先発注に努めていきます。

■ 青葉区内大学との連携

- ・館の自主事業の企画から実施まで、近隣の大学や区内の体育系大学でサークル活動を行っている学生に参加・協力を要請し、事業の活性化と新たな展開を図っていきます。

■ 情報公開の取組

- ・HPで当法人の基本情報、委員会や利用者会議の議事概要、ご意見箱の声に対する回答などを公表していきます。
- ・事業計画・事業報告など館に備付け、常に最新情報を閲覧できるようにしています。

5 自主事業計画

■ 基本的な考え方

- ・スポーツ会館の設置の目的である、「地域の住民が、スポーツ、研修会、サークル活動を通して相互交流を深める」を実現するため、また、地区センター条例に位置付けられていることから、幅広い層の地域住民の誰もが気軽に利用できる施設となるよう、自主事業を進めます。
- ・一方、当館ではテニスや卓球などのサークルが多数活動し、稼働率が非常に高い施設です。自主事業の開催にあたっては、できるだけ利用の少ないコマ（部屋と時間帯）で行います。
- ・また、「わがまち」の施設として、地域の魅力アップに貢献する事業を地域の皆さまと一緒に進めていきます。

■ 自主事業計画の特徴と独自性

1 地域・世代間交流

- ・自治会・子ども会と連携し、小さなお子さんから、ご高齢の方まで、気軽に参加いただける「さわやかスポーツフェスタ」を開催します。事業の企画・実施にあたっては、自治会、子ども会、行政委嘱員等との連携を図りながら、地域の人材や資源を活用していきます。
- ・地域の方楽しんでいただけるコンサートをスポーツ室で年1回開催します。

2 子育て支援

- ・ミーティング室で、乳幼児親子対象の「親子リトミック」を開催し、近くに無料で気軽に集える施設があることを子育て世代にまず知っていただくよう努めます。事後、「子育てカフェ」としてご利用いただき、交流を深めていただけるようサポートします。

3 青少年育成

- ・ミーティング室に囲碁・将棋・オセロを常備し、自由に利用できる時間帯を設け、地域の方の見守りの中で子どもたちに楽しんでもらっています。
- ・新石川スポーツ会館について子どもたちに知ってもらうため、夏休み工作教室、冬休み書き初め教室を実施します。



4 健康・生きがいづくり

- ・ピラティス、ジャズダンスなど、女性に人気の美容と健康づくりのための事業を実施します。
- ・「健康横浜21」など市の施策に係る展示や講座などを、当法人の他館と連携を取りながら、事業を点から面へ広げ施策効果を高めていきます。

5 高齢化社会への対応

- ・地域施設との協働で「高齢者体操教室」などを開催し、これからの高齢化社会について、ともに考えていきます。

6 施設コラボ事業

- ・当法人が管理運営する施設が共同で企画している、青葉区の歴史・自然の中で、健康づくりや趣味の仲間づくりをすることを目的とした「青葉歴史探訪」の一翼を担い、他館と連携して、当館の魅力を区内全域にアピールしていきます。

6 施設及び設備の維持管理計画

■ 基本的な考え方

- ・職員による日常の点検・清掃と専門業者による定期点検・保守を両輪に、お客様や職員が安全・安心に、清潔・快適に利用できる施設となるよう、維持管理を進めていきます。
- ・施設や設備の長期修繕・保全計画を踏まえ、日頃の点検・保守に基づいた早めの修繕を行うなど、施設の長寿命化を図っていきます。なお、比較的規模の大きな修繕等の実施にあつては、事前に区担当や局の専門セクションと相談していきます。
- ・故障や事故が発生した時は、「事故連絡票」を活用して法人事務局や区役所との連携を図りながら、お客様にご不便をおかけしないよう迅速に対応していきます。

■ 日常点検・巡視、清掃 ～ 職員による

- ・日常業務の一環として、「施設維持保全の手引き」等に基づき、日常点検・巡視を毎日行います。
- ・建物内に不具合が無いか常に確認し、早めの発見と対応を目指します。
- ・お客様が、気軽に窓口に気付いた点をご連絡頂けるように、ご意見箱をロビーに設置し、一層の情報収集に努めていきます。お客様にご協力頂くことで、早期発見につなげます。
- ・冷暖房の適切な温度設定について、室内に目標数値を掲示することで、お客様の理解と協力を頂くとともに、空室等の消灯の徹底など日常管理での省エネルギー対策を進めます。
- ・日常清掃は、スタッフが、毎日、朝と閉館時に作業・確認に当たります。

■ 定期的な点検・保守、清掃の委託 ～ 専門事業者による

- ・機械警備・消防設備・建物全般、清掃等、それぞれの分野について、専門性の高い事業者を複数面談の上適切に選定し、その事業者との連携を密にして、年間の維持管理計画を立てていきます。
- ・同規模、同設備の施設との比較により、価格や維持管理計画が適正かどうかを見極めていきます。
- ・業種によっては、**法人管理施設をまとめて契約**することにより、大幅なコストダウンを目指します。
- ・室内のワックスがけや網戸清掃などは、利用に支障が出ないように月1回の休館日に実施します。

管理項目		内 容	回 数	実 施 者
建物外構	機械警備装置	点検・保守	随時	事業者
	建物・敷地	建基法12条点検	年1回	事業者(市)
	消防設備	点検・保守	年2回	事業者
	室内	ワックス掛け、清掃	月1回(休館日)	事業者
	テニスコート	コート面の洗浄	各面年1回	事業者

■ 修繕

- ・必要な修繕は、複数業者から見積を取りながらヒアリングを行うなど、適切な業者選定に努めます。
- ・大規模な修繕が必要な場合は、区・局に早めに相談をして適切な対応が取れるよう取り組みます。

■ 「私たちの施設」という意識をもっといただくためのお客様への働きかけ

- ・お客様が出したごみの持ち帰りや施設の美化への協力について、声かけやポスター等で啓発します。
- ・こまめな消灯や過度の冷暖房の使用抑制による節電・節水の取組をポスター等で働きかけます。

■ 経費削減の取組

- ・職員が、テニスコート外周の雑草をこまめに除去することで、排水溝の清掃を業者に委託する必要がなくなりました。

7 収支計画（収入計画）

ア 収入計画の考え方について

- 1 収入については、① 横浜市からの指定管理料、② 自主事業収入、③ 雑収入を全て合算し、運営に充てていきます。
- 2 当法人は、公益法人として収支の均衡を第一と考え、健全な運営が継続できるよう取り組みます。

①指定管理料

青葉区役所との協定に基づき、適切に管理するとともに、年に4回運営状況を報告していきます。

②自主事業収入

原則として、材料費や講師謝金の経費に見合う金額を参加者負担として徴収します。自主事業全体の中で収支の均衡を図ります。仮にそれがプラスの場合は、利用者に還元していきます。

③雑収入（自動販売機手数料、テニスマシーン利用料）

利用者サービスの一環で、災害時に非常飲料として活用できる自動販売機を設置し、その手数料を館の収入とします。また、テニスマシーンのメンテナンス費用として利用者から実費相当を徴収します。

3 寄附金収入

公益法人としての存在を広くPRするとともに、寄附者に対する優遇税制を活かし、法人の活動内容等を支援してくださる方々からの寄附を募り、施設の管理運営を含む法人活動に役立てていきます。

4 資金確保

新型コロナ禍のような予期せぬ事象が起きた時には、雇用調整助成金をはじめとする助成や制度を積極的に活用し、資金確保に努めます。

イ 増収策について（※利用料金収入は、地区センターのみ該当）

■ 「寄附へのお願い」の取組など

- ・横浜市民施設協会は、寄附をした個人や法人に対する税制優遇措置が受けられる団体として公益法人の認定を受けています。公益法人は、会費と寄附も重要な収入源です。「寄附へのお願い」を、広くホームページやチラシなどで個人や法人にPRしていきます。
- ・自動販売機を設置し、お客様の利便に供するとともに、その手数料収入を管理運営に役立てます。

■ 収入計画の実現性 ～ 積算根拠

収入項目	予算額（千円）	積算根拠
自主事業収入	64	実績値
自動販売機手数料	120	実績値
テニスマシーン利用料	70	利用回数×単価
合計	275	※今後、寄附金を増やす取組を進めていきます

7 収支計画（支出計画）

ウ 支出計画の考え方について

■ 基本的な考え方（特徴・独自性・実現性）

- ・サービスの維持・向上を基本に、必要な経費を確保したうえで、経費の節減を進めます。
- ・多数の施設を管理運営するスケールメリットを活かした施設協会全体としての効率的な執行や管理運営方法の工夫により、健全で安定的な運営が継続できるよう取り組みます。
- ・業務改善を進め、効率的な事務執行により、コストの削減を図ります。
- ・経費のチェック体制を強化し、無駄な経費を抑制します。

■ 経費削減の取組

1 共通物品の在庫管理の徹底

コピー用紙、プリンター用紙等の全館共通物品については、複数館を管理しているスケールメリットを活かして在庫管理を徹底し、経費を抑えます。

併せて、感染症対策にかかる衛生用品についても在庫管理の徹底により経費削減に努めます。

2 委託業者の適切な選定

- ・委託業者の選定にあたっては、複数の事業者を対象に価格や業務内容のヒアリングを行い、経費の節減を含め適切な選定に努めています。

3 事務経費の抑制

- ・事務経費（事務局本部経費）については、事務の一元化・効率化に必要な最低限の金額を確保することとし、指定管理料の全てを有効な施設運営に充てることを目標として、抑制を図ります。
- ・ちらし、ポスターの裏面利用等を引き続き進めていきます。

4 職員による日常管理の取組

植栽（主に中低木）は、職員がこまめに手入れすることで、専門業者への委託費用を抑えます。また、小破修繕や簡単な工作は、可能な限り職員が行うようにしていきます。

5 省エネ指針の作成と取組

施設の特性に応じ省エネルギーの取組をまとめた「省エネ指針」を作成し、それに基づき節水や消灯、温度管理などの取組を、ご利用の皆様のご理解とご協力をいただきながら進め、経費の節減を図ります。

8 新型コロナウイルス感染症等に係る対応

■ 基本的な考え方

- 1 「利用者に安心・安全にご利用いただく」ことを最優先に、横浜市のガイドラインに沿って、適宜的確に新型コロナウイルス感染対策を講じながら運営していきます。
- 2 地域の活動拠点といった役割を引き続きになっていくため、新しい時代の「新しい生活様式」に即した施設の運営を目指していきます。
- 3 地域における「共助」の取組をバックアップし、健康かつ安心・安全で豊かな地域社会をつくり市民の自発的な活動を切れ目なく支援できるよう、従来の実績に加え、新たな発想を生かして取り組んでいきます。

■ 具体的な取組

1 具体的な感染症拡大防止対策

- ・館内に設置の消毒薬・ハンドソープ等を、非接触型ディスペンサーに交換
- ・入口部分で手指消毒と同時に自動検温できる器械を設置
- ・洗面所の手洗いを全面自動水栓化（蛇口を非接触）

2 自主事業開催の工夫

- ・参加者数を定員の50%に制限し、1回ごとの時間を短縮して複数回実施することで、利用者の参加機会を確保しつつ「三密」を避けるように工夫

3 利用料金収入減への対応策

- ・個人利用の予約条件を緩和（7日前から予約可能に）
- ・感染症拡大防止対策を徹底し、安心・安全に利用できる環境を充実させることで、利用者の不安を軽減し、継続的な施設利用を促す
- ・PRの強化
 - ①ホームページ、SNS、地域のFMやミニコミ誌への積極的な情報提供

4 感染防止の観点を踏まえた予約受付の提案

- ・窓口において口頭での利用説明をできるだけ減らし、フリップや画像・音声で対応

横浜市新石川スポーツ会館自主事業計画書

団体名 公益社団法人横浜市民施設協会

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
なごみサロン	高齢者	24000	12000	12000	12000	0	12000
	120人						
	100円						
生き生き健康体操	高齢者	75000	20000	55000	15000	0	3000
	550人						
	100円						
バドミントンデー	一般	¥3,000	¥3,000	¥0	¥3,000	¥0	¥0
	90人						
	0円						
太極拳① (5月-7月)	一般	¥19,000	¥1,000	¥18,000	¥14,000	¥0	¥3,000
	90人						
	200円						
太極拳② (9月-11月)	一般	¥19,000	¥1,000	¥18,000	¥14,000	¥0	¥3,000
	90人						
	200円						
ボッチャ① (5月-7月)	一般	¥4,000	¥0	¥4,000	¥2,000	¥0	¥2,000
	40人						
	100円						
ボッチャ② (9月-11月)	一般	¥4,000	¥0	¥4,000	¥2,000	¥0	¥2,000
	40人						
	100円						
小学生卓球球室	小学生	¥30,000	¥20,000	¥10,000	¥30,000	¥0	¥3,000
	20人						
	500円						
さわやかスポーツデー	一般	¥3,000	¥3,000	¥0	¥3,000	¥0	¥0
	50人						
	0円						
合 計		¥181,000	¥60,000	¥121,000	¥95,000	¥0	¥28,000

事業ごとの事業内容等を様式4に記載してください。

横浜市新石川スポーツ会館自主事業計画書（単表）

団体名 公益社団法人横浜市民施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
なごみサロン	普段から外出の機会がない高齢者を対象に、体操をはじめとした交流の場を作っています。 ケアプラザと共同して開催することで、体を動かすこと以外に健康に関する相談やアドバイスを行うこともでき、好評です。	通年 月1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
活き活き健康体操	高齢者を対象とした健康体操講座です。前半は十分なストレッチをして怪我のないように動ける体づくりをします。後半は音楽やリズムに合わせてダンスのような体操を楽しみます。 地域に住んでいる講師にお願いすることで、親しみを込めた教室を開催することができます。日頃体を動かす機会の少ない人にも楽しい時間になっています。	通年 (8月を除く) 月2回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
バドミントンデー	初心者からベテランまでバドミントンをしたい人を対象に、体育室を開放します。同じスポーツをすることで世代間の交流にも繋がっています。 参加したことで、当館を初めて知っていただく効果も大きいと考えます。	通年 月1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
太極拳	一般を対象とした健康体操講座です。ゆっくりとした動作で無理なく体操を楽しみます。 運動、体操というイメージを変え、興味を持って参加していただくことを心掛けました。 新石川スポーツ会館には、スポーツ室やテニスコートだけでなく、様々な講座があることを近隣の方に知っていただく良い機会にしたいと考えています。	①5月～7月 月2回 ②9月～11月 月2回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ボッチャ	東京オリンピック・パラリンピックの開催を機に、気軽に楽しめる競技としてボッチャの体験教室を開催します。 年齢、性別に関係なくチームを組みプレーすることで世代間交流や地域交流の一助になることを期待しています。	①5月～7月 月1回 ②9月～11月 月1回

横浜市新石川スポーツ会館自主事業計画書（単表）

団体名 公益社団法人横浜市民施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
小学生卓球球室	<p>小学生を対象に、人気競技である卓球について、基本動作やルールを学ぶ教室を開催し、最終日には対戦をします。小学生の夏休みの楽しい思い出になることを願っています。</p> <p>小学生が参加することで、その家族にも新石川スポーツ会館の利用や講座にも理解が深まることも期待しています。</p>	8月 3回コース

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
さわやかスポーツデー	<p>区スポーツ協会の協力を仰ぎ、こどもから大人まで、楽しめるスポーツを紹介します。無料でどなたでも参加できることを、回覧板やポスターで呼びかけます。</p> <p>新石川スポーツ会館には、スポーツ室やテニスコートがあるだけでなく、様々な講座を楽しむことができることを近隣の方にわかっていただき、利用していただく良い機会となっています。</p>	12月 1回

単独団体名・共同事業体名	公益社団法人横浜市民施設協会
施設名	横浜市新石川スポーツ会館

令和4年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

I. 指定管理料 (単位：千円)

提案額 (a)	6,686	指定管理料＝小計【イ】を記入 ※区指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。
※区指定上限額 (b)	6,686	
差引 (a) - (b)	0	
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100.0%	

II. 令和4年度収支予算書 (総括表)

1 収入の部

項目	合計金額 (単位：千円)	備考
自主事業収入 [A]	121	
雑入 [B]	202	
小計 【ア】 ([A]~[B])	323	施設運営収入の計
指定管理料 [C]	6,686	【ウ】 - 【ア】
小計 【イ】 ([C])	6,686	指定管理料
収入合計 ([ア] + 【イ])	7,009	

2 支出の部

項目	合計金額 (単位：千円)	備考
人件費 [a]	4,581	
事務費 [b]	436	
自主事業費 [c]	177	
管理費A (光熱水費等) [d]	647	
管理費B (保守管理費等) [e]	589	
公租公課 [f]	560	
事務経費 [g]	19	
支出合計 【ウ】 ([a] ~ [g])	7,009	

※金額は、消費税及び地方消費税 (10%) 込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	公益社団法人横浜市民施設協会
施設名	横浜市新石川スポーツ会館

令和4年度収支予算書

1 収入の部内訳（指定管理料除く）

（単位：千円）

	項 目	内 容 等	金 額	
自主事業収入			ア	121
			イ	
			ウ	
			エ	
			オ	
		小 計		[A]
雑入	印刷代		カ	0
	自動販売機手数料		キ	196
	その他	寄附金、利子、古紙	ク	6
			ケ	
			コ	
			サ	
		小 計		[B]
小 計 【ア】		施設運営収入計		323 [A]～[B]

※金額は、消費税及び地方消費税（10%）込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	公益社団法人横浜市民施設協会
施設名	横浜市新石川スポーツ会館

令和4年度収支予算書

2 支出の部内訳（ニーズ対応費除く）

(単位：千円)

項目	内容等	金額		
人件費	正規雇用職員	ア	0	
	臨時雇用職員	イ	4,536	
	対象外の人件費	ウ	45	ウ-1~ウ-4
	通勤手当	ウ-1	45	
	健康診断費	ウ-2	0	
	勤労者福祉共済掛金	ウ-3	0	
	退職給付引当金繰入額	ウ-4	0	
	小計	[a]	4,581	ア~ウ
事務費	旅費	エ	3	
	消耗品費	オ	150	
	会議随費	カ	3	
	印刷製本費	キ	50	
	通信費	ク	100	
	使用料及び賃借料	ケ	11	ケ-1~ケ-2
	横浜市への支払い分	ケ-1	11	
	その他	ケ-2	0	
	備品購入費	コ	0	
	図書購入費	サ	0	
	施設賠償責任保険	シ	26	
	職員等研修費	ス	10	
	振込手数料	セ	10	
	リース料	ソ	0	
	手数料	タ	70	
	地域協力費	チ	3	
		ツ		
		テ		
小計	[b]	436	エ~テ	
自主事業費		[c]	177	
管理費A	電気料金	ト	501	
	ガス料金	ナ	0	
	上下水道料金	ニ	146	
	小計	[d]	647	ト~ニ
管理費B	清掃費	又	197	
	修繕費	ネ	200	
	機械警備費	ノ	132	
	設備保全費	ハ	60	ハ-1~ハ-6
	空調衛生設備保守	ハ-1	0	
	消防設備保守	ハ-2	40	
	電気設備保守	ハ-3	0	
	害虫駆除清掃保守	ハ-4	0	
	駐車場設備保全費	ハ-5	0	
	その他保全費	ハ-6	20	
	共益費	ヒ	0	
	フ			
	ヘ			
小計	[e]	589	又~ヘ	
公租公課	事業所税	ホ	0	
	消費税	マ	560	
	印紙税	ミ	0	
	その他()	ム	0	
	小計	[f]	560	ホ~ム
事務経費	本部分	メ	1	
	当該施設分	モ	18	
	小計	[g]	19	メ~モ
小計【ウ】	施設管理運営経費計	7,009	[a]~[g]	

※金額は、消費税及び地方消費税（10%）込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。

経営方針

1. 地域と積極的に連携して、生き生きとした暮らしや活力ある地域社会の実現を図ります。
2. 利用者や地域のニーズに真摯に対応し、満足度の高いサービスを追求めます。
3. 公共性と公益性を基本とし、公平、コンプライアンス、透明性を確保した施設経営を進めます。
4. 様々な施設間の連携を密にし、サービス向上など相乗効果を発揮した経営を進めます。



あゆみ

- | | |
|-----------|---|
| 平成 7年 3月 | 「青葉区区民利用施設協会」(前身団体)設立
青葉区内の区民利用施設の管理運営開始 |
| 平成 18年 4月 | 指定管理者として6指定管理施設の管理運営開始 |
| 平成 22年 4月 | 「一般社団法人青葉区区民利用施設協会」設立
前身団体を引継ぎ法人組織として活動するため設立 |
| 平成 23年 4月 | 新法人として6指定管理施設と7受託施設の管理運営開始 |
| 平成 25年 4月 | 共同事業体指定管理者として青葉区民文化センター・
フィリアホールの管理運営開始 |
| 平成 26年 2月 | 「公益社団法人横浜市民施設協会」に法人名変更 |
| 平成 28年 4月 | 8指定管理施設、7受託施設、1共同事業体指定
管理施設を管理運営 |
| 令和元年 5月 | 荏田コミュニティハウスの管理運営開始
9指定管理施設、7受託施設、1共同事業体指定
管理施設を管理運営 |



組織概要

組織名称	公益社団法人横浜市民施設協会
所在地	〒225-0011 横浜市青葉区あざみ野 2-9-22-302
連絡先	TEL : 045-482-9572 FAX : 045-482-9573
法人設立	平成 22年 4月
公益認定	平成 26年 2月
代表者	代表理事 松澤孝郎
役員員数	社員 21名 (うち、理事7名、監事3名) 職員 156名 (常勤職員 26名 時給職員 130名)

特色

1. 運営体制

施設運営のノウハウの蓄積があり、接遇・人権・危機管理研修の実施等により、適切な管理運営体制を確立しています。

- 施設毎の緊急時マニュアル
- 非常時用品の備蓄
- オリジナル「接遇ハンドブック」

face to face で、地域密着型のアットホームな人間関係を築いています。スタッフは全員、施設近隣の住民です。

2. 自主事業

地域のニーズを把握して、年齢・性別に偏らず、教養・工芸・音楽・料理・スポーツなど、広範にわたりバランスの良い事業を展開しています。年間事業数約 500 講座 (開催回数 800 回)。

延参加者数 58,000 人。

- *子育て支援講座
- *小中学生対象のわんぱくホリデー講座
- *チャリティーコンサート・バザー・ピンクリボン啓発活動等
社会貢献事業
- *複数館でのコラボ企画 (青葉歴史探訪等)

3. 地区センターの部屋予約

協会独自で開発した部屋予約システム“さ～くるデータ”にご登録いただくことで、当協会指定管理の4地区センターをご利用いただけます。また、ご予約には、窓口・電話のほかWebもご利用いただけます。



日頃から、当協会が運営する地区センター・コミュニティハウス等をご利用いただき、誠にありがとうございます。

私たちは、「公の施設」の管理運営を通じて、地域の皆様が、気軽に趣味やスポーツ、学習などのサークル活動により、生き生きとした潤いのある時間を過ごしていただくことで、「健康で活力のある暮らしづくり」、「ふれあいのある快適な地域コミュニティの醸成」のお手伝いをするのが使命であると考えています。

地域交流の輪づくりに少しでもお役に立ちたい。今日ここで出会えたことがいい思い出になってほしい。日々そう願って、皆様のお越しをお待ちしております。

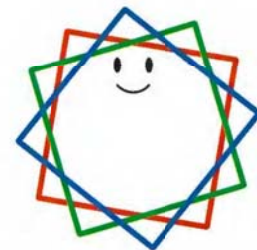
職員一同

公益社団法人 横浜市民施設協会

〒225-0011 横浜市青葉区あざみ野2-9-22-302
TEL:045-482-9572 FAX:045-482-9573



横浜市民施設協会



あつまる・つながる・笑顔になる

